

准看護師免許申請手続

1 概要

准看護師試験に合格した方で、准看護師免許を受けようとする場合に使用します。住民票による住所地の都道府県知事に申請します。

2 免許申請に必要な書類について

(1) 免許申請書

(2) 診断書（所定の診断書を使用してください。視覚機能、聴覚機能、音声・言語機能、精神機能、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒に関する診断書で**発行の日から1か月以内**のものをつけてください。）

(3) 戸籍抄（謄）本又は住民票の写し（本籍が記載されており、マイナンバーが記載されていないものに限る）

※発行の日から6か月以内のものをつけてください。コピーは不可です。

※准看護師試験の出願後に本籍又は氏名の変更があった場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合は、住民票の写しではなく、本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本をつけてください。

※外国籍の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写しをつけてください。

(4) 准看護師免許試験合格証書（保健所で原本照合のうえ、写しを添付します）

※山形県が実施した試験に合格し、申請書に合格した准看護師試験の試験日等を記載した場合は不要。

(5) 罰金以上の刑に処せられたことがある場合、次の書類を添付してください。

ア 刑にかかる判決謄本又は略式命令書

イ 刑にかかる領収証書（紛失した場合は検察庁発行の「罰金納付済証明」又は支払った旨の自己申述書）

ウ 略歴書（任意様式）

エ 反省文（任意様式）

3 免許申請書の書き方について

文字はかい書で正確に記入してください。

本籍は都道府県名のみ記入してください。

氏名は戸籍抄（謄）本又は住民票の写しを参照し記入してください。

4 免許手数料の納め方について

免許手数料として、**5,600円分の山形県証紙**を御用意ください。

なお、県証紙は絶対に消印しないでください。

5 免許申請書の提出方法について

免許申請書、診断書、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの順そろえ、左側を綴り、住所地を管轄する保健所へ提出してください。